労災保険率　1000分の2.5 ～ 1000分の88　※平均労災保険率 4.4/1,000（全業種の平均）

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の52
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の18
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の37
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の13
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	採石業	1000分の37
	その他の鉱業	1000分の26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の34
	道路新設事業	1000分の11
	舗装工事業	1000分の9
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の9
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5
	既設建築物設備工事業	1000分の12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6
	その他の建設事業	1000分の15
製造業	食料品製造業	1000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4
	木材又は木製品製造業	1000分の13
	パルプ又は紙製造業	1000分の7
	印刷又は製本業	1000分の3.5
	化学工業	1000分の4.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の6
	コンクリート製造業	1000分の13
	陶磁器製品製造業	1000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の23
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1000分の7
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5
	鋳物業	1000分の16
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の9
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
	めつき業	1000分の6.5
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5
	電気機械器具製造業	1000分の3
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4
	船舶製造又は修理業	1000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
	その他の製造業	1000分の6
運輸業	交通運輸事業	1000分の4
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の8.5
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の9
	港湾荷役業	1000分の12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13
	ビルメンテナンス業	1000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の3
船舶所有者の事業	船舶所有者の事業	1000分の42

第2種特別加入保険料率　1000分の3 ～ 1000分の52

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
特　1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	1000分の11
特　2	建設業の一人親方	1000分の17
特　3	漁船による自営業者	1000分の45
特　4	林業の一人親方	1000分の52
特　5	医薬品の配置販売業者	1000分の6
特　6	再生資源取扱業者	1000分の14
特　7	船員法第1条に規定する船員が行う事業	1000分の48
特　8	柔道整復師	1000分の3
特　9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	1000分の3
特10	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師	1000分の3
特11	歯科技工士	1000分の3
特12	特定フリーランス事業	1000分の3
特13	指定農業機械作業	1000分の3
特14	職場適応訓練受講者	1000分の3
特15	金属等の加工、洋食器加工作業	1000分の14
特16	履物等の加工の作業	1000分の5
特17	陶磁器製造の作業	1000分の17
特18	動力機械による作業	1000分の3
特19	仏壇、食器の加工の作業	1000分の18
特20	事業主団体等委託訓練従事者	1000分の3
特21	特定農作業従事者	1000分の9
特22	労働組合等常勤役員	1000分の3
特23	介護作業従事者及び家事支援従事者	1000分の5
特24	芸能関係作業従事者	1000分の3
特25	アニメーション制作作業従事者	1000分の3
特26	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	1000分の3

第3種特別加入保険料率　1000分の3

対象	第3種特別加入保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の3

労務費率　17%　～　38%

事業の種類の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%
	舗装工事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	19%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%
	既設建築物設備工事業	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	・組立て又は取付けに関するもの	38%
	・その他のもの	21%
	その他の建設事業	23%

令和8年4月1日～令和9年3月31日

雇用保険料率　1000分の13.5 ～ 1000分の16.5

事業の種類	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担	失業等給付・育児休業給付に係る率	二事業に係る率
一般の事業	1000分の 13.5	1000分の 5	1000分の 8.5	1000分の 5	1000分の 3.5
農林水産 清酒製造の事業	1000分の 15.5	1000分の 6	1000分の 9.5	1000分の 6	1000分の 3.5
建設の事業	1000分の 16.5	1000分の 6	1000分の 10.5	1000分の 6	1000分の 4.5

SAMPLE